## 高齢化社会における財産の管理と活用 ~信託や各種サービスによる

高齢化社会への貢献の検討~

三井住友信託銀行㈱ 高 木 賢 一個人企画部商品企画チーム長 高 木 賢



### 一目次一

はじめに

- 1. 高齢化の進展
- 2. 意思能力が低下したら/低下する前に
- 3. 高齢者の資産について
- 4. まとめ

### はじめに

高齢者の財産管理について、いままでのご 報告は運用のお話が中心だったが、私は信託 銀行に所属しているということもあるので財 産管理を中心にご報告させていただく。目次 には大きな項目が三つある。「1. 高齢化の 進展についてしは、これまで皆様のお話しさ れたデータと重複する部分もあるが、高齢化 の進展についてご報告させていただく。「2. 意思能力が低下したら/低下する前に |では、 高齢者になるとどうしても認知症という課題 が出てくる。意思能力が低下したら、あるい は低下する前にどのような財産管理ができる かについてお話しさせていただく。「3. 高 齢者の資産について」では、現状ではどのよ うな状況になっていて、何か手の打ちようが あるかといったことをお話しさせていただき たい。

### 1. 高齢化の進展

項目は細かく八つに分けているので、順に ご説明していきたい。

資料4頁は健康寿命と平均寿命についてである。金融庁の資料にもあったとおり、これは2013年という古いデータだが、男性の平均寿命は80歳、健康寿命は71歳であり、女性の平均寿命は86歳、健康寿命は74歳である。健康寿命と平均寿命は、このように約10年前後の差異がある。逆に言うと、高齢者の財産管理という意味では、認知症に限らず、この10年間の健康を害している間、どのように財産を管理していくかということが一つの課題になる。

資料 5 頁をご覧いただきたい。「人生100年時代」が現実味を帯びている。直近の平均寿命でいくと男性は81歳、女性は87歳というのが平均寿命だが、ご案内のとおり、これらは

ゼロ歳児平均余命である。これを70歳時点の 平均余命について改めて確認してみると、男性は85歳、女性は90歳となり、平均寿命と5歳前後の差が出ている。しかも、グラフを見ていただければお分かりのとおり、男性の2人に1人は85歳まで、4人に1人は90歳まで長生きする。女性はさらに5年長くて、4人に1人の方が95歳まで長生きする。つまり、すでに100年時代に突入しつつあることを改めて確認できる。

資料6頁をご覧いただきたい。今後、長く なる老後の生活費はどういう状況か。図表3 にあるとおり、夫婦2人の場合、公的年金そ の他の収入を合わせて実収入は月額ベースで 20万円位である。一方、消費支出を見ていく と平均して26万円位になる。その差が6万円 であり、これが毎月赤字になっている。この 赤字部分は、無職世帯の方をベースに考える と、恐らくそれまでに貯めてある貯蓄等を取 り崩して賄うということだろう。しかし、平 均寿命が90歳を超えるとなると、仮に60歳か ら90歳までの30年間、赤字の6万円を賄うに はどれだけ必要か。図表4をご覧いただきた い。30年と考えると約2,200万円になる。男 性の平均寿命は85歳なので、60歳から85歳ま でを考えたとしても1.800万円位は必要にな る。図表5は老後の生活資金に関する意識調 査の結果である。 年度に応じて状況は少し変 わるが、退職時の預貯金として2,000万円か ら2,300万円が必要になる。これが老後に必 要な生活費から見た姿だと考える。

資料7頁をご覧いただきたい。さらに長生きするとどうなるか。いま申しあげたのはあくまでも無職収入の場合の平均の生活費だけを見たものである。医療・介護でいくと、図表6にあるとおり、介護サービスの負担額が

65歳でも月額1万3,000円、90歳を超えると2万円程度かかってくる。このような費用も増加することを含めて試算したのが図表7のグラフである。夫婦2人世帯でそのうちの1人が75歳から要介護になったと想定すると、95歳時点では467万円の資金が必要になる。2人とも要介護になったと想定すると800万円超の資金が必要になる。先ほどの2,200万円から預貯金の上積みも必要だということである。このようなことも想定されるので、トンチン年金や医療・介護保険といった社会保障とどのようなバランスをとっていくかということも大きな課題になると考える。

資料8頁では、長生きに伴ってどのような 財産管理の方法が可能か、取り得る手段とし てはどのようなことが可能かということを模 式図に落としてみた。色々な要素はあるだろ うが、幸いなことに75歳以上の方でも6~7 割位の方は健康だと思っている。健康であれ ば、運用や財産管理にも大きな問題はない。 ただ、一方で要支援・要介護という方が合わ せて3割位出てくる。要支援・要介護でも、 ご本人が判断できれば助けを借りて手続きで きるだろう。但し、手続きには平易なサポー トが必要になる。また、耳が遠くなったり、 目が見えにくくなったりという状態にもサポ ートが必要になる。これらの状態であれば、 財産の管理という観点では手伝いがあればご 本人ができるだろう。しかし、認知症になる と判断能力の低下等も伴うので、後見制度等、 様々な制度の利用が必要になる。次の世代の ために、例えば信託銀行で相続・遺言といっ たことを相談し、自分らしい最期の迎えるこ とを考えるにしても、意思能力が低下してく ると難しくなる可能性がある。

資料9頁では、認知症患者の推移を示して

いる。認知症患者について、通院率だけで言えば3~5%という数字であるものの、現在、認知症患者は460万人位いると推定されている。また2020年時点では、65歳以上の方の15~16%が認知症患者と推定される。通院されている方以外の方でも認知症と疑われる方が結構いらっしゃるということで、金融の取引等の場面では、ご本人の認識と周りの認識とのずれもあり、色々なことが課題になってきている。

次に、認知症等を含めた意思能力の低下が 財産ベースで見るとどのようになっているか 示してみる。資料10頁のデータは全国消費実 熊調査を使っているので、新聞等で出ている 日銀の資金循環統計とは数字が異なっている ものの、パーセンテージ的には高齢者の貯蓄 の15%位は管理困難なものになっているので はないかと我々も見ている。その推計により、 65歳以上の高齢者の保有する貯蓄総額357兆 円のうち52兆円が管理困難な貯蓄ではないか と考えている。資料には落としていないが、 日銀の資金循環統計等を使うと個人全体で約 1,800兆円の財産があり、そのうちの6割超 の約1,200兆円を高齢者が保有している。そ のうち15%位が管理困難だと推計すれば、現 時点でも160~180兆円という数字になるの で、新聞等でも報道のあった数字とも近いも のと考えている。

資料11頁をご覧いただきたい。高齢者による管理の困難な貯蓄の増加という観点で見ると、左の図表11にあるとおり、要介護の比率は80歳を超えると少しずつ上昇していって、85歳、90歳となると半数位の方が要支援・要介護となっていく。右のグラフは年齢別の人口構成を示している。2030年を見ていただくと、ざっと4割の方が80歳以上になる。80歳

以上の方の半分位の方が要支援・要介護となるとどうなるか。管理困難な貯蓄が、いまは約52兆円と申しあげたが、今後は増加が見込まれる。管理困難な貯蓄は個人にとっても大きな課題だが、世の中全体にとっても大きな課題になるだろう。

# 2. 意思能力が低下したら/低下する前に

資料12頁以降では、高齢者個々人の方の意思能力が低下したら、あるいは低下する前にどのような手立てがあるかについて、いくつかの商品事例等を用いて報告させていただく。

資料13頁では、意思能力が低下した後に取 組む財産管理についての方法である。認知症 等を患って意思能力が低下した後、現在の制 度としては成年後見制度を活用しながら、併 せて財産管理を行っていくという手立てが現 実的である。皆様ご存知のとおり、信託業界 では後見制度支援信託という商品があり、委 託者に代わって裁判所から指定された後見人 が関与して、金銭の信託を受託している。計 数的には、2018年3月末現在で約21万人の成 年後見制度の利用者に対して約2万件の利用 があり、6,000億円を超える金額を受託して いる。しかし、先ほど申しあげたように、推 定される認知症の患者数が約460万人、認知 症患者の通院率が3~5%である。また、実 際に成年後見制度を利用している方は推定患 者数の5%程度の約21万人である。その中で さらに後見制度支援信託を使われている方が 2万件なので、制度の善し悪しもあるだろう が、後見制度支援信託だけでカバーしていく のは難しくなってくるかもしれない。

資料14頁をご覧いただきたい。では、意思 能力が実際に低下する前にどのような方法が あるのか。制度としては任意後見制度がある。 成年後見制度はご案内のとおり後見の認定を 受けて利用するものだが、高齢者自身の自由 意思で任意後見制度を使うのも一つの財産管 理の方法である。弊社の手前味噌になり恐縮 だが、三井住友信託銀行では後見制度支援信 託に加えて、任意後見制度支援信託という、 任意後見制度利用者に合わせた商品も用意し ている。ただ、公表数字では任意後見制度の 利用者も年間1万件位である。制度が始まっ て5~6年なので数万件程度にとどまってい ることもあり、任意後見制度でも必ずしも十 分ではないのかもしれない。しかし、資料の 下の四角の枠の中にも書いてあるとおり、成 年後見制度利用促進法等もあり、これから任 意後見制度が安心、かつ利用が進むことに対 して政府を挙げて取り組んでいることも踏ま えると、我々もそのような制度に即した商品・ サービスを提供することで、高齢者の方々の 財産管理に寄与できればと考えている。

資料15頁をご覧いただきたい。それ以外に、 意思能力が低下する前にどのような方法があ るか。財産をお持ちの高齢者の方が多いとい うことであれば、教育資金贈与信託を利用す るといったことが考えられる。高齢者が自身 で使えなくなる前に資産をあらかじめ次世代 に渡して使ってもらう、そのようなかたちで 資金の使い道や管理方法を広げていくことも 一つの方法だろう。税制上の優遇措置の広報 効果もあり、教育資金贈与信託は累計で19万 件を超える状況になっている。1兆円を超え る残高がすでに利用されており、一定の成果 があがっている。

資料16頁をご覧いただきたい。高齢者の方

には社会貢献にも取組みたいというご意見が 一定程度ある。そのようなニーズには平成23 年度税制改正で創設された特定寄附信託とい う商品がある。弊社でも必ずしも件数が大き く増えているわけではないが、信託業界では このような取組みも進めている。これも手前 味噌の話で恐縮だが、たまたま弊社では、ほ ば同時期に起きた東日本大震災の復興等にこ の信託を使って支援された方がいらっしゃっ た。そのような観点で、高齢者の方々の資金 の使い方の一つとしてサービスの提供等を進 められれば、特定寄附信託のような商品の意 義も広がるだろう。

資料17頁では、意思能力の低下に備えた不動産の管理について記載している。日本の高齢者の資産については、金融資産が半分近くを占める一方で、6割位は自宅を含む不動産等の資産であり、これらの管理が大きな課題となっている。この点についても、意思能力の低下に備えた管理方法の一つとして、信託の活用があげられる。

まず、自宅等の信託について、簡単なスキーム図を載せている。高齢者の方が自宅の管理等に不自由を生じる場合、自宅を信託して、使用権等をもって自ら利用できる。また、仮にご本人が認知症を患って老人ホーム等に入居した後で受託者が自宅の処分を検討できる。ご本人の意思能力が低下した場合には後見制度の利用においても財産の処分に制約がある中で、の見えば空き家の抑制や、不動産の活用にもつながってき家の抑制や、不動産の活用にもつながってきるので、商事信託においてかのように取組んでいくかが一つの課題である。

次はアパート等の信託である。賃料を生むアパート等の収益不動産については、自宅とは異なり収益によるカバーができるという点で、商事信託でも取扱う余地がある。現実にいま一部の信託会社等でアパートの信託の運用が始まっている。

以上のように、担い手について課題はいくつかあるが、例えば民事信託等で、親族間での信託を利用することで、高齢者のご家族が受託者になれば、先ほどの自宅の信託等といった課題で解決できるものもあるだろう。信託銀行等としては、そういった部分へのサポートもこれから社会貢献の一つの方法になると考えている。

### 3. 高齢者の資産について

資料18頁以下では、以上のような高齢者の 財産管理や信託を使った主な管理方法に加え て、高齢者の資産状況について報告させてい ただきたい。

資料19頁では、ライフステージに応じたイベントへの対応について記載している。これも手前味噌になるが、いま三井住友信託銀行で実際に使っているパンフレットからの抜粋である。ライフステージに応じて資産の運用や取崩しを考えていくにあたり、これまでは給与収入と退職金をどのように運用しつつ、年金を中心にライフステージを重ねていこうかというところが中心であった。今後はそれに加えて、資料右上の水色で示しているとおり、年金だけでなく退職金などの金融資産の取り崩し、さらには退職後の就労収入や保有資産の活用などの部分に対してもサービスをきちんと考え、提供していかなければいけないだろう。

このような部分も含めてコンサルティングやアドバイスが必要だというご意見もあったが、信託業界としてもアドバイスをしながらそれぞれのサービスを提供していくことが課題である。三井住友信託銀行では、現在の財産の状況――これをバランスシートと見立てて相談に応じる――だけでなく、将来のイベントもイメージした上での資産の運用や活用の相談に応じる、B/Sコンサルと呼ぶコンサルティングに取り組む中で対応したいと考えている。

資料20頁では、マクロ的な世代別の金融資 産の状況をご覧いただきたい。60歳以上のい わゆる退職世代が1.800兆円強の金融資産の 6割、すなわち1.200兆円を保有していると よく言われるが、それを表しているのが図表 11である。図表12は家計金融資産の年齢別の 分布である。70歳代で4.000万円以上を持っ ている方が多いという資産の偏在が見られる 半面、70歳代、60歳代でも資産が150万円を 切る方も一定割合いる。先生方のコメントに もあったとおり、保有資産の種類も多様化し ており、極端にいうと二極化も含めて進んで いる状況だろう。それぞれの高齢者にどのよ うなサービスを提供していくかということを 考えていかなければいけない。すべてが金融 サービスで賄えるわけではないので、今後は 社会保険制度等、あるいは生活保護等も含め たサービスとの棲み分け・使い分けも必要に なってくるだろう。

資料21頁では、高齢者貯蓄の状況を表にしてみた。70歳以上の方の平均貯蓄額は1,768万円である。60歳以上の無職の方々が30年生活しようと思うと約2,200万円必要だということに対して、70歳で1,768万というのは、余命に対して足りるかどうかというのが一つ

の検討事項になるだろう。この表でもう一つ着目すべき点は、3,000万円以上を持っている方々が18.8%いらっしゃる半面、金融資産非保有という方が28%、1,000万円未満という方も24%いらっしゃる。金融資産非保有になると、金融サービスで手当てができるという状況ではないのかもしれないが、1,000万円から2,000万円を保有しているという、平均を下回っている高齢者には単に貯蓄の取り崩しだけではなく、今後20~30年生きるための分散投資や、資金を使いながらの投資も必要になるだろう。

資料22頁では、リバースモーゲージについ て述べている。金融資産以外の資産というこ とで自宅資産も6割位あるということであれ ば、金融庁の小森課長も触れられたようにリ バースモーゲージの活用も一つの手法になる だろう。リバースモーゲージは生活資金を補 うために高齢者が利用できるローンである。 しかし資料に記載のとおり、実際の利用件数 は限定的になっている。一般的に言われてい るリスクとして――これは金融機関側だけで なく、借りる側としてのリスクの要素でもあ るが――長寿リスク、金利リスク、不動産リ スクがある。また、取扱う金融機関が限定的 であることも利用件数が限定的な一因と挙げ られる。金融庁の資料では取扱金融機関が49 社程度である。また、国土交通省のアンケー ト調査によれば1,241金融機関のうち取扱金 融機関は約5%である。単純計算すると約60 の金融機関がすでに取扱いをしており、さら に5.8%、すなわちさらに約60の金融機関が 今後取扱いを検討すると回答している。ただ、 足しても10%程度しか取扱いがないというこ とで、すぐに普及するのは難しい商品といえ る。

資料23頁は、住宅融資保険付リバースモー ゲージ型住宅ローンについて述べている。こ れは住宅金融支援機構が保険契約を付ける形 で導入した住宅融資保険付リバースモーゲー ジで、2016年から各金融機関による提供が開 始された。仕組みとしては住宅金融支援機構 が保証保険で担保しているノンリコース型の ローンであり、60歳以上の方が利用できる。 まだ始まったばかりではあるものの、利用状 況を見ればこの1年で申込み戸数が約140件 増えた。利用率という観点では伸び率が高い こともあり、今後この商品の活用はリバース モーゲージの一つのサービス提供として拡大 するだろう。但し、このローンについては資 料の右側に記載した商品概要にあるとおり、 資金使途が住宅の建設または購入資金をはじ めとする5種類に限られているので、生活費 の補填に充てたいという方々のニーズにどこ までマッチするかというところは課題だろ う。その点については仲立ちになる金融機関 にとって、どのような営業・仲介・サービス の提供を考えていくかという課題でもあるだ ろう。

### 4. まとめ

資料24頁で、最後にまとめとしたい。これまでご報告したとおり、一つは、意思能力の低下に備えてどのように財産を管理するかについてある。この点については、主に金融資産の管理、あるいは自宅不動産の管理として、成年後見制度の利用や、それとの組み合わせといったことが一つの方法ではある。加えて、意思能力が低下する前に色々な取り組みをすることで、高齢者それぞれの状況に適した仕組みの財産管理をこれから広げていく

ことが有意義となるだろう。信託業界は、そのような場面で役に立つサービスの提供を考えていくべきだろう。

もう一つは、長生きに伴う生活資金をどの ように、住宅を使ように準備するかということである。3,000 とで高齢者の生活 方円などと言われる、高齢者に必要な生活費 う。そのようにしをカバーする運用や、そのような資産をどの 高齢の方々も安心ように準備するかということについては、時 ばと願っている。

間をかけて資産形成を図っていく、運用しながら使っていくことが一つの方法である。または、リバースモーゲージなどに代表されるように、住宅を使って資金化するといったことで高齢者の生活を支援することも必要だろう。そのようにして財産管理を図ることで、高齢の方々も安心できる暮らしの一助になればと願っている。

(たかぎ・けんいち)

## 【コメントと回答】

(コメント) 前多康男氏

「高齢化社会における財産の管理と活用」についてなせていただく。いまご報告にもあったが、70歳時点の平均死亡年齢が男性85歳、女性90歳であ



り、まさに人生100年時代を迎えている。長生きリスクが増加しており、生活費、医療費、介護費も増加している。高齢者に対するリスクがすべて増加している状況にあると言える。

特に認知症高齢者に絞ってコメントさせて いただく。認知症高齢者はますます増加す る。厚生労働省の研究によると、2025年には 65歳以上の20%が認知症を発症するというこ とで、かなりの数になる。この資産管理をど うするかというのは大きな問題である。後見 制度がそのための制度であるが、これは1999 年に民法が改正され、翌年施行された制度で ある。民法に基づく法定後見と任意後見契約 に関する法律に基づく任意後見がある。それ とはまた違う切り口の話であるが、2007年に 信託法の改正があって民事信託が使いやすく なっている。それと、先ほどからお話に出て いる後見制度支援信託というものがある。こ れは2011年から成年後見制度に導入された仕 組みである。

まず法定後見であるが、法定後見は家庭裁判所に申し立てて成年後見人を選任して、その成年後見人が財産管理を行う。この非常に

大きなデメリットとして、認知症になった方が利用するものなので、認知症になった人が何ら指示はできない。民法上の法理だから、当然、本人の財産を守るというのが最大の課題になるので、本人の財産は本人のためにしか使えない。例えば、子どもにお小遣いをあげるとか、空いている土地にアパートを建てて運用するとか、預金をするとか、株式を買うとか、そのようなことは一切できなくなってしまう。メリットとしては、家庭裁判所の監督下に置かれるので後見事務が適切かどうか、チェックされるということがある。

任意後見は、あらかじめ信頼できる人を任 意後見人として選んでおける。公正証書によ って契約を締結しておくことになるが、メリ ットとしては後見人を選べるということがあ る。法定後見の場合、裁判所が指定するので 家族がなるとは限らないが、任意後見の場合 は後見人を選べる。また、契約内容は比較的 自由に決められる。ただ、契約時には判断能 力が必要なので、意思能力・行為能力が十分 なうちに行わなければいけない。これがデメ リットになる。

後見制度支援信託というのは、家庭裁判所がこの信託の利用がふさわしいと判断した時に、専門職後見人を選任して信託利用を検討するように指示がなされる。メリットとしては、資産の安全性が担保されるということがある。後見制度そのものは、後見制度がないと家族が使い込んでしまうなどの不正が起きる可能性があるが、後見制度があったとしても専門後見人が不正を行うことも考えられる。

後見制度支援信託の場合は、銀行が財産を 管理するので安全性は担保される。デメリットとしては、実務的な話になるが、現状では 自由度がないことである。例えば、金銭信託 だから信託財産は現金に限られて、不動産・ 動産の信託は一応想定されていない。預入れ 額の最低限が割と大きいうえ、商品内容が決 まっている。また、商事信託一般の話になる が、耐震基準を満たしていない自宅の受託は 難しい。未上場株も信託できない。その意味 で自由度は非常に少ない。

そこで家族信託というのが出てきたが、こ れは民事信託である。民事信託が家族信託と 呼ばれている理由は、普通は家族に財産の管 理を任せる。そうすると自由度は高い。贈与 や投資を含めて委託者と受益者の間で柔軟に 設定できるし、次の相続が起きたとき、すな わち受益者が亡くなった後の受益者が誰かと いうことも指定できる。その意味では自由度 が高い。信託なので当然、信託財産は倒産隔 離されているから、家族を受益者にするとし ても家族の破綻から財産を守れる。また、基 本的には、ランニングコストが発生しない。 法定後見では後見人に毎月2~3万円の報酬 を払うので、年に30万円程度になる。10年生 きるとしたら、それで300万円なくなってし まう。例えば財産が500万円位しかない時で も専門職の後見人の報酬でかなりの部分が払 われてしまう。家族信託の場合はそれが基本 的には不要になる。ただ、デメリットとして は当然、判断能力が必要になるということが ある。

最後になるが、一番重要なのは認知症になる前に準備することである。それに対して、信託銀行等としては、認知症になると大変だといったアドバイスをすることが考えられる。一旦認知症になってしまうと法定後見になるから、そうなると自由度が全くなくなってしまう。認知症になる前に準備することが

重要だと思う。

商事信託、民事信託のいずれを利用するかは、安全性と自由度の間のトレード・オフがあるので、商事信託で自由度が高くなれば安全性と自由度が両立するので一番良いわけである。その辺りの金融実務を積み重ねてもらうとともに、ある程度自由度のある商品設計がもう少しできないかと思う。

後見制度全体も、法定後見では後見監督に 対する苦情などもあるし、家庭裁判所の業務 負担が高い。利用者数は結構少ない。これは 制度が使いにくいということではないか。信 託は、民法では実現できないような法律構成 も信託の本質に反しないかぎり設定できるは ずなので、そこは頑張ってもっと使いやすい ものにしていただきたいと考えている。

### (質問)

金融庁の説明資料の中に、医療・介護制度 改革との相互関連といったことが書いてあっ たし、いまのお話の中でも、認知症になる前 の準備が大事であるといったお話があった。 先ほど石巻市での包括ケアセンターの事例が 出てきたが、厚生労働省はそういうものを使 いながら高齢者対応をどうにかしたいと思っ ているのではないかと感じた。そのような社 会保障的なものと金融のあり方は、今後もう 少し近づいていくことになるのかどうか。ご 意見があれば教えていただきたい。

### (回答) 高木賢一氏

ご質問の趣旨は、金融だけではなく、医療・ 介護というと広くなるかもしれないが、駒村 先生の話にあったジェロントロジーも含め、 どういったところまで広がりを持たせるかと いうことだと思う。高齢者が認知症になった、 あるいは独居になった時、生活が金融サービスだけで、あるいは介護サービスだけで足りるかというと、何か一つの業務だけで事が足りるということではないと思う。

ただ一方で、そういう部分ももしかすると リテラシーなのかもしれないが、色々なサー ビスを自分で選んでいくことができるかとい うと、そこはなかなか難しいだろう。そうだ とすると、私見の部分が大きいが、いまおっ しゃったように、例えば包括ケアセンターや 介護機関などとうまく連携しながら考えてい くべきサービスだと思っている。ただ、先ほ どの石巻市の事例でも、石巻市にお伺いした 時にも、そこまで金融機関と組んでサービス を提供できている事例は少ないと聞いてい る。今後考えるべき課題だとは思っているが、 どのように進めていくかはこれからだと思っ ている。



## 高齢化社会における財産の管理と活用

~信託や各種サービスによる高齢化社会への貢献の検討~

2018年12月1日 三井住友信託銀行株式会社 個人企画部 高木賢一

Copyright © 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved

三井住友信託銀行

## 目次

- I. 高齢化の進展
- Ⅱ. 意思能力が低下したら/低下する前に
- Ⅲ. 高齢者の資産について

## I. 高齢化の進展

- 1. 健康寿命と平均寿命
- 2. 現実味を帯びる「人生100年時代」
- 3. 老後の生活費の状況
- 4. 長生きすると負担増加 ~生活費+医療・介護費用~
- 5. 長生きに伴って考える財産管理の方法は
- 6. 認知症患者数の推移
- 7. 高齢者貯蓄に対する自己管理のゆくえ
- 8. 高齢者による管理の困難な貯蓄の増加

 $\label{lem:copyright @ 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved. \\$ 

☑ 三井住友信託銀行

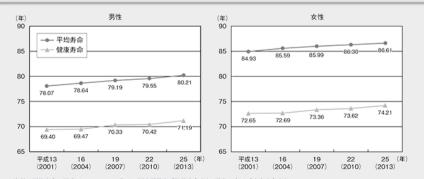
## I-1. 健康寿命と平均寿命

### 平均寿命の長寿命化による健康寿命との乖離

	男性	女性
平均寿命(2013)	80.21歳	86.61歳
健康寿命(2013)	71.19歳	74.21歳
平均寿命と健康寿命の「差」	約9年	約12年

### (図表1)健康寿命と平均寿命の推移

### (内閣府作成 平成29年高齢社会白書から引用)



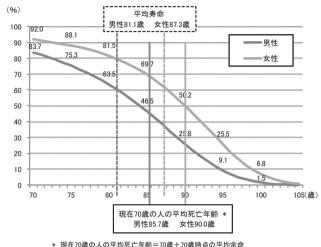
資料:平均寿命:平成13・16・19・25年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」 健康寿命:平成13・16・19・22年は、厚生労働科学研究資籍的金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研 売」平成25年は厚生労働省が「国民生活基礎調査」を基に貸出

Copyright © 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

## Ⅰ-2. 現実味を帯びる「人生100年時代」

- ・日本人の"リアル"平均寿命は3年~5年長い---男性=85.7歳、女性=90.0歳
- ・男性の2人に1人は85歳まで、4人に1人は90歳まで生きる
- ・女性の2人に1人は90歳まで、4人に1人は95歳まで生きる

#### 図表2 日本人の平均寿命と年齢別生存者比率



平均寿命は 男性81.06歳、女性87.26歳 (厚生労働省 2017年簡易生命表)

しかし、70歳時点の平均余命か ら推計すると 男性85.7歳、女性90.0歳

多くの人々にとって「人生100年 時代」が現実になりつつある。

\* 現在70歳の人の平均死亡年齢=70歳+70歳時点の平均余命 (資料)厚生労働省「生命表」などより三井住友信託銀行調査部作成。

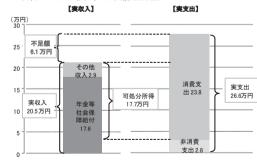
Copyright © 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

三并住友信託銀行

## I-3. 老後の生活費の状況

- ・高齢夫婦世帯の家計収支は月々6.1万円の赤字 → 貯蓄を取り崩してまかなう
- ・高齢夫婦世帯の老後資金として必要な貯蓄額は2200万円と試算

### 図表3 60代無職世帯の収支構造(月額)



(資料)図表3、図表4は総務省「家計調査」より、 図表5は金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」より 三井住友信託銀行調査部作成。

図表4 老後資金として必要な貯蓄残高

生存年数	不足	必要貯蓄		
(年)	月額(万円)	年額(万円)	残高(万円)	
а	b	c=b × 12	c×a	
25	6.1	73.3	1,831	
30	6.1	73.3	2,198	

#### 老後の生活資金に関する意識調査の結果 図表5



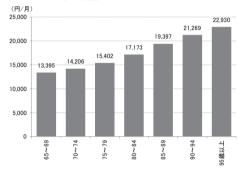
Copyright © 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

## Ⅰ-4. 長生きすると負担増加 ~生活費+医療・介護費用~

- ・長生きすると、まずは「毎月赤字分の6.1万円×12ヶ月×〇〇年」の「〇〇年」が延びる
- ・要介護状態になれば追加的費用が発生---高齢になるほど負担額も増加

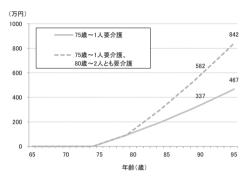


### 図表6 年齢別 介護サービスの利用者負担額 (1人あたり月額)



(注)要介護1級~5級の平均利用者負担額。

### 図表7 要介護状態になった場合に必要な 追加的費用例(累計)



(注)夫婦ともに健康な世帯と比べ余計にかかる年間費用を 「年齢階層別平均介護費用(月額)×12ヶ月」で算出し、累積加算。

(資料)図表6. 図表7とも厚生労働省「介護給付費実態調査報告」より三井住友信託銀行調査部作成。

Copyright © 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

☑ 三井住友信託銀行

## Ⅰ-5. 長生きに伴って考える財産管理の方法は

	健康と思って いる高齢者(※1)	要介護認定の 状況(※2) (身体的な不自由等)	認知症での 通院者率(※1) (判断能力の低下等)	相続の発生時			
75歳以上に おける割合	男性:69.3% 女性:66.4%	要支援 9.0% 要介護23.5%	男性3.34% 女性4.91%	平均寿命(2017年) 男性81.09歳 女性87.26歳			
ふやす・ためる (運用)		判断できれば	難しい	運用商品を解約 せずに承継できるか			
自分のために使う(支払)	自分で手続 できる		後見人等の助け が必要	葬儀代等を予め 払えるか			
子供・孫に 渡す(贈与)		手続が必要 ・音声入力 ・文字表示	難しい	遺言でできる			
社会に還元 (寄付・遺贈)		等	難しい	遺言でできる			

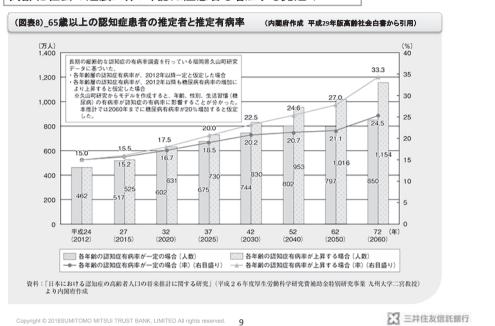
「75歳以上」の7割弱が「自分は健康」と思い、認知症の通院率は3~5%ですが・・・

(※1)厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」、(※2)内閣府「平成30年版高齢社会白書」から引用

Copyright © 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

## I-6. 認知症患者の推移

### 高齢化社会の進展に伴い、認知症患者も増加する見込み



## I-7. 高齢者貯蓄に対する自己管理のゆくえ

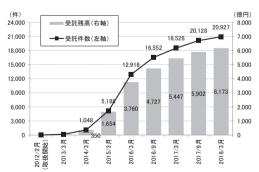
- ・認知機能の衰えなど → 資産管理に支障・問題が発生
- ・保有者自身による管理が難しい「管理困難貯蓄」は推定52兆円(高齢者貯蓄の15%)
- ・後見制度支援信託、任意後見制度支援信託などへの需要増加

図表9高齢者が保有する管理困難貯蓄



(資料)総務省「全国消費実態調査」、同「国勢調査」、厚生労働省「介護給付費 実態調査報告」より三井住友信託銀行調査部作成。

### 図表10 後見制度支援信託の受託状況



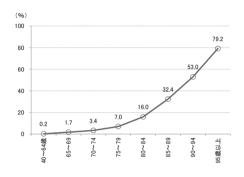
(資料)信託協会公表データより三井住友信託銀行調査部作成。

三并住友信託銀行

## I-8. 高齢者による管理の困難な貯蓄の増加

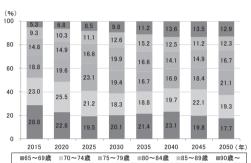
- ・年齢と共に要介護・要支援者比率は上がる
- ・今後は高齢者の中でも高年齢層の比率がup
  - ---2030年~80歳以上が4割超に、2035年には85歳以上が1/4超に
- ・要介護・要支援者比率の上昇は必然 → 管理困難貯蓄の増加も避けられない

図表11 年齢階層別 要介護者比率



(資料)厚生労働省「介護給付費実態調査報告」より 三井住友信託銀行調査部作成

### 図表12 高齢者の年齢階層別人口構成比(将来推計)



(資料)国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年推計)」 国立社会体障人口問題切先所・ロネ より三井住友信託銀行調査部作成。

Copyright © 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved. 11

三并住友信託銀行

## Ⅱ. 意思能力が低下したら/低下する前に

- 1. 意思能力が低下した後に取組む財産管理(金銭の管理)
- 2. 意思能力の低下に備えた財産管理(金銭の管理)
- 3. 意思能力が低下する前に子供や孫への教育資金を贈与する
- 4. 意思能力が低下する前に寄附で社会貢献に取組む
- 5. 意思能力の低下に備えた不動産の管理

## Ⅱ-1. 意思能力が低下した後に取組む財産管理(金銭の管理)

### 認知症を患うなど、意思能力の低下した高齢者の財産をいかに守っていくか

成年後見制度を活用する

### 後見制度支援信託



#### <信託の概要>

- 1. 被後見人の財産を保護し、将来にわたる生活の安定に 資するための信託です。
- 2. 信託金は、必要に応じて、家庭裁判所の指示書に基づ き設定された特約によって、定期的に一定額が被後見 人の季託者に交付されます。
- 3. 家庭裁判所の指示書に基づく場合を除いて、被後見人 は一時金の交付等の受けることはできません。

	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
後見制度支援信託(件数)	1,048件	5,188件	12,918件	18,528件	20,927件
後見制度支援信託(残高)	350億円	1,654億円	3,760億円	5,447億円	6,173億円
成年後見制度利用総数	176,564人 (2013年12月)	184,670人 (2014年12月)	191,335人 (2015年12月)	203,551人 (2016年12月)	210,290人 (2017年12月)

(信託協会、最高裁判所事務総局家庭局公表資料から引用)

Copyright @ 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

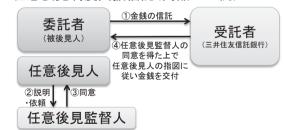
☑ 三并住友信託銀行

## Ⅱ-2. 意思能力の低下に備えた財産管理(金銭の管理)

### 予め、認知症等に備えて、意思能力の低下する高齢者の財産をいかに守っていくか

任意後見制度を活用する

### 任意後見制度支援信託(商品の一例)



### <信託概要>

- 1. 任意後見制度をサポートするための信託です。
- 2. 任意後見契約が発効した後は、任意後見監督人の同意 を受けて金銭信託からの払い戻しを行います。
- 3. 後見制度支援信託と同様に、生活に必要な資金などを 定期的に受取ることもでき、任意後見人が担う財産管理 の負担を軽減できます。
- 成年後見制度の利用促進を目的とした理念法「成年後見制度利用促進法」(2016年5月施行)に基づく「成年 後見制度利用促進基本計画」が2017年3月に閣議決定。当該計画の中で「利用者の自発的意思を尊重する観 点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める」と、自己意思の尊重が図られる 任意後見制度のメリットを挙げ、今後の利要促進及び不正防止策への取組みの必要性が明記されています。
- 法定後見制度については、信託業界の統一商品である「後見制度支援信託」(2012年2月開始)により既に信 託を活用した支援スキームが開始されているが、任意後見制度についても信託を活用した支援スキームを導 入することで、財産管理・保全への高齢者ニーズに対応するものです。

## Ⅱ-3. 意思能力が低下する前に子供や孫への教育資金を贈与する

### 資産をどのように使って、幸せな老後につなげていくか

子供たち、孫たちの教育のために資産を活用する

#### 

- 1. お孫さま等の教育資金として信託銀行が管理します。 お預け入れいただいたご資金は、お孫さま等が将来にわたり十分な教育 が受けられるように教育資金として信託銀行が管理します。
- 2. 教育資金としてまとめて1,500万円まで贈与いただくことができます。 学校等の教育機関へのお支払いであればお孫さま等1人あたり1,500万円まで贈与税が課税されません。

			2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
新規契約件数	(件数)	67,073件	51,481件	41,680件	18,749件	15,353件
信託財産設定額	(年度毎)	4,476億円	3,554億円	2,895億円	1,457億円	1,353億円
契約件数	(累計)	67,073件	118,554件	160,234件	178,983件	194,336件
信託財産設定額	(累計)	4,476億円	8,030億円	10,925億円	12,382億円	13,735億円

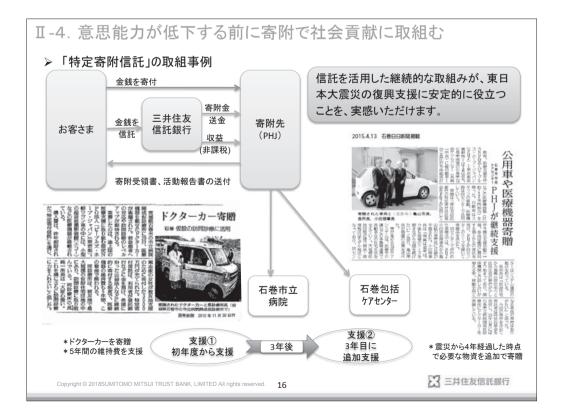
(信託協会資料から引用)

学校等の

教育機関

Copyright © 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

☑ 三井住友信託銀行

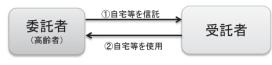


## Ⅱ-5. 意思能力の低下に備えた不動産の管理

### 意思能力の低下に備えて、いかに不動産を管理・運用していくか

自宅や賃貸不動産(アパート)などを管理するための仕組みを考える

### (1)自宅等の信託



#### <信託の概要>

- 1. 委託者が自宅を信託し、受託者が管理します。
- 2. 高齢の委託者の判断能力が低下しても、受託者により 自宅を適切に管理できます。
- 3. 認知症を患ってから老人ホーム等に入居した場合も、 受託者が処分すれば、空き家の抑制にもつながります。
- 4. 課題の一つは「受託者の担い手」がいるかどうか。

### (2)アパート等の信託



### <信託の特徴>

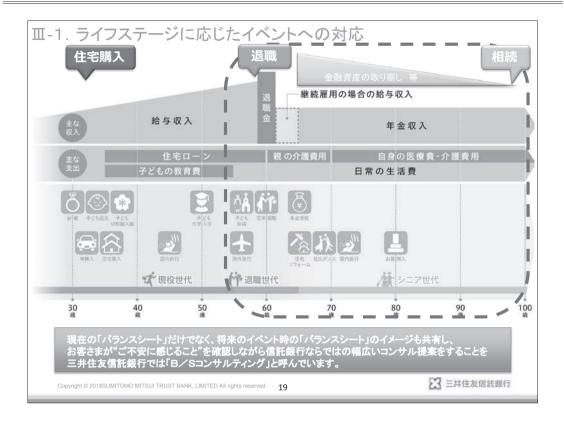
- 1. 委託者がアパートを信託し、受託者が管理及び入居者へ賃貸します。
- 2. 高齢の委託者の判断能力が低下しても、受託者により 自宅を適切に管理できます。
- 3. 一部の信託会社が受託者を担っています。
- 例えば「民事信託」を利用すれば、高齢者の家族が受託者になることで上記の仕組みを実現することが可能。

Copyright © 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved. 17

☑ 三井住友信託銀行

## Ⅲ. 高齢者の資産について

- 1. ライフステージに応じたイベントへの対応
- 2. 世代別の金融資産の状況
- 3. 高齢者貯蓄の状況
- 4. リバースモーゲージ
- 5. 住宅融資保険付リバースモーゲージ型住宅ローン

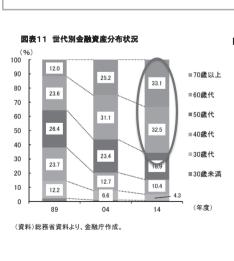


## Ⅲ-2. 世代別の金融資産の状況

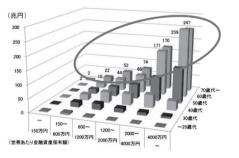
### 退職世代等が家計金融資産の6割を保有

▶ 退職世代等の様々な状況を踏まえ、金融資産の運用・取崩しをどのように行い、 幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのか検討

(金融庁 平成29事務年度 金融行政方針から抜粋)



図表12 家計金融資産の分布(金額ベース)



(注)平成 26 年全国消費実態調査を基に 15 年の家計金融資産分布を推計。 (資料)総務省資料より、金融庁推計。

金融庁 平成27事務年度金融レポート(平成28年9月)から引用

三并住友信託銀行

## 皿-3. 高齢者貯蓄の状況

### 二人以上の70歳以上世帯の平均貯蓄額は1,768万円。老後資金に足りるかどうか。

2人以上かつ 70歳以上世帯 の金融資産	金融資産	1000万円 未満	1000万~ 2000万円未満	2000万~ 3000万円未満	3000万円 以上	平均	中央値
収入はない	57.1%	14.2%	0.0%	7.1%	14.3%	931万円	0万円
年収300万円 未満	28.4%	32.7%	16.9%	7.7%	12.5%	1,234万円	500万円
年収300万円 ~500万円未満	19.2%	24.9%	18.4%	13.8%	22.6%	1,854万円	1,180万円
年収500万円 ~750万円未満	21.3%	33.5%	14.6%	5.6%	34.8%	2,720万円	1,320万円
年収750万円 ~1000万円未満	10.0%	10.0%	30.0%	10.0%	35.0%	4,221万円	1,950万円
年収1000万円 ~1200万円未満	18.2%	9.1%	9.1%	18.2%	45.5%	3,587万円	2,665万円
年収1200万円 以上	0.0%	0.0%	6.7%	13.3%	60.0%	10,762万円	4,800万円
合計	28.3%	24.7%	15.1%	8.9%	18.8%	1,768万円	600万円

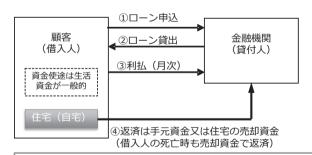
(金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](2017年)から引用)

Copyright © 2018SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved. 21

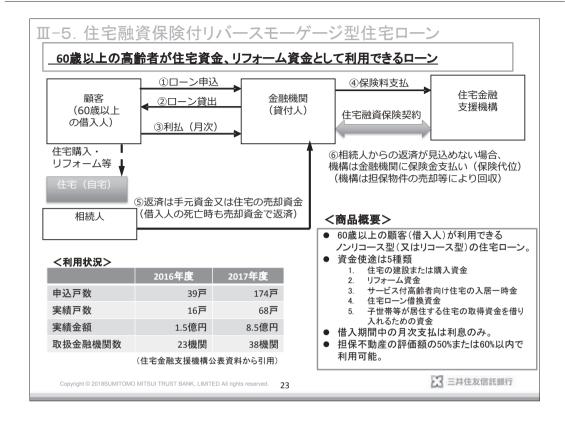
三并住友信託銀行

## Ⅲ-4. リバースモーゲージ

### 生活資金などを補うために高齢者が利用できるローン



- 現状、リバースモーゲージの利用は限定的。
- 但し、退職金(退職給付額)の減少、税・社会保障負担の増加、公的年金受給開始年齢の後ろ倒し、公的年金 受給額の減少、低金利等の要因により、高齢層のキャッシュフローは今後悪化することが見込まれるため、資 産寿命伸長の観点からは、保有資産の一つである不動産の有効活用(=リバースモーゲージの利用)が増加す る可能性はある。
- 金融機関にとっての主なリスクは長寿リスク、金利リスク、不動産リスクが一般的。
- また顧客(借入人)にとっては、利用できる都道府県等が限られる商品も多い。
- なお、2018年3月公表の国土交通省の調査によれば、住宅ローンを取扱う金融機関1,241機関の内、商品として 取扱っているのは5.1%、商品化を検討しているのは5.8%である。(「平成29年度民間住宅ローンの実態に関する 調査結果報告書」から引用)



## Ⅳ. まとめ

- これからの高齢者の財産管理には長生きリスクに伴う課題がある
  - 1. 意思能力の低下に備えてどのように管理するか
    - a. 成年後見制度の利用
    - b. 信託を利用した財産管理方法の検討
      - ▶ 高齢者それぞれの状況に適した仕組みを財産管理に活かす
  - 2. 長生きに伴う必要な生活資金をどのように準備するか
    - a. 時間をかけて貯める、運用しながら使う
    - b. 住宅を使って資金化を図る
      - ▶ 高齢者それぞれの状況に適した資産の運用と取り崩しを実施する

## 留意事項

- ▶本資料は、お客さまとのディスカッションを目的に作成しており、商品等のご提案をさせて 頂くものではございません。
- >弊社は、本資料記載の商品等の取り扱いをお約束するものではございません。お客さま が、本資料記載の商品等へのお取組みを希望されても、弊社がお取り扱いできない場合 がございますので、あらかじめご了承ください。
- ▶本資料記載内容は確定的なものではなく、弊社がその正確性を保証するものではありませ ん。
- ▶本資料記載内容は今後、予告なしに変更する場合がございます。
- ▶弊社が本資料記載の商品等を取り扱い、お客さまにお取り組みいただく場合は、手数料等 を徴収いたします。
- ▶本資料の記載内容は、お客さま限りにてお取扱いお願いいたします。弊社の同意なく第三 者への開示を行うことは禁止させて頂きます。
- ▶個別の法務・税務相談につきましては、弁護士・税理士など専門家にご相談くださいますよ うお願い申し上げます。

三并住友信託銀行